

宇治市空き家活用促進まちづくり支援補助金

令和 8 年度

まちなみ景観保全につながる空き家活用アドバイザー業務

補助金交付申請にかかる応募要領



令和 8 年 5 月

1. 趣旨.....	1
2. 制度概要.....	2
3. 対象地域.....	3
4. 補助対象となる事業及び経費.....	4
5. 申請資格.....	5
6. 申請書類について.....	6
7. 審査について.....	10
8. 情報の収集について.....	11
9. 実績報告について.....	12

## 1. 趣旨

宇治市では、子育てにやさしいまちづくりを推進するため、子育て世代の就業場所や住居、コミュニティの場所の確保等につながる空き家等利活用の取組を行っています。

令和3年度にモデル地域として取り組んだ中宇治エリアは、法定計画である宇治市歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致重点区域を含んでおり、そのまちなみ景観がまちの魅力となっています。その反面、まちなみ景観に配慮した改修等は、法規制や費用等で難しい面も多いため、空き家等が活用されずに老朽化が進むことで、まちなみ景観を損なうこととなり、また、周囲に危険を及ぼすことで、安心して子育てができない住環境の原因となるものもあります。

本事業では、まちなみ景観を活かしながら、子どもが犯罪や事故に巻き込まれることなく、安心して安全に過ごせる子育てにやさしいまちづくりを推進するため、中宇治地域の空き家等の既存の建造物及び景観の保全、良好な住環境の再生につながる取組に対して、宇治市空き家活用促進まちづくり支援補助金交付要項に基づき補助金を交付します。

なお、申請いただいた事業の中から審査の上、補助事業を選定いたしますので、申請いただいても補助金が交付されるとは限りません。ご注意ください。

## 2. 制度概要

### (1) 補助の対象となる事業

対象地域内の空き家等について、建物の状況や所有者調査等を実施した上で、趣旨に沿った活用につながる空き家等利活用計画等を作成し、広く一般に利活用提案・募集を行う事業（以下、利活用・改修アドバイザー業務という）。

### (2) 補助金額

利活用・改修アドバイザー業務に要した経費  
(1件あたり上限100万円)

### (3) 補助対象事業の審査

申請のあったものから、審査基準に基づく審査を行い、随時、対象事業を決定します。

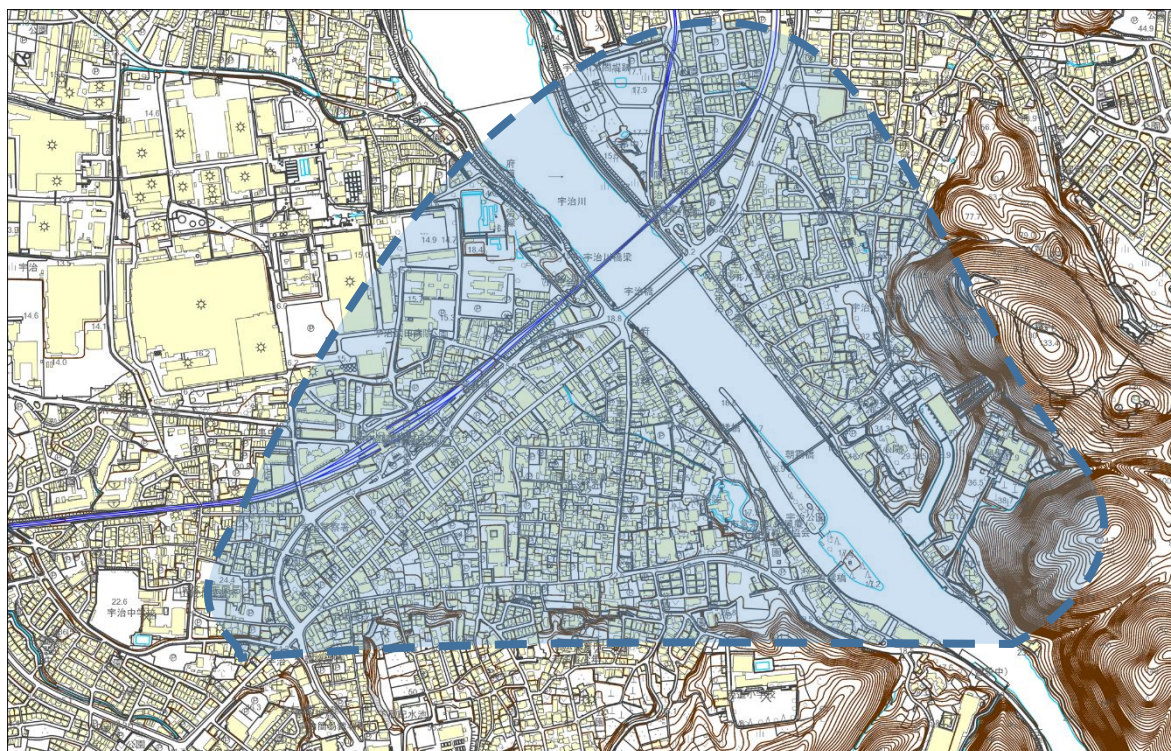
審査は書面により行います。

### (4) 申請期間

令和8年5月25日(月)～令和8年12月25日(金)

### 3. 対象地域

対象地域は、下図のとおりとしますが、対象地域内のまちなみと連続性があるなど、合理的な理由がある場合は、理由を説明した上で範囲外でも差し支えありません。



#### 4. 補助対象となる物件・事業及び経費等

下記の対象物件に対し、利活用・改修アドバイザー業務の事業を行った場合、1件ごとに補助金を交付します。

なお、全ての事業については、成果が分かるものとして報告書（任意様式）を提出してください。

##### （1）補助対象となる物件

①景観保全と住環境再生等まちづくりの観点及び、景観、歴史、文化の観点から重要となる空き家等

\* 1年以上空き家等であるものに限ります。条件に合致する空き家等であるかは、所有者の同意が取れた場合、市で確認いたします。

②申請者の自己所有でない物件。

##### （2）補助対象となる事業（利活用・改修アドバイザー業務）

①所有者に利活用・改修の意向がある物件に関する利活用・改修計画の提案

②所有者と利用希望者のマッチングのための情報発信、市場調査

③近隣への情報開示・合意形成を含む具体的な利活用・改修コーディネート

注意) 上記①～③を全て完了しなければ、補助対象となりません。

例：利活用提案をするも、所有者に理解を得られず、情報発信・情報開示が実施できない場合 など。

### (3) 補助対象となる経費

上記の事業に必要な経費のうち、下記のものを除きます。

- ①備品等の購入費用
- ②飲食等の費用
- ③建物の改修工事自体の費用
- ④不動産仲介手数料
- ⑤本補助金を受ける以前より所有する情報資産等を収集するのに要した経費
- ⑥その他事業の実施に関連性がないと市長が判断した経費

### (4) 対象事業の条件

対象事業または業種は、次の条件に当てはまるものに限りませので、ご注意ください。

- ①専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業でないこと。
- ②政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- ③事業の効果が特定の個人又は申請団体等のみに帰属する事業でないこと。
- ④事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。
- ⑤他の補助金を受けた事業でないこと。
- ⑥次の各項に定める業種または事業者が行う事業でないもの。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
  - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
  - ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に関する業種
  - エ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
  - オ 興信所、探偵事務所
  - カ 占い、運勢判断に関する業種
  - キ 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種

- ク ギャンブルに関する業種や事業者
  - ケ 結婚相談所、交際紹介業等の業種
  - コ 社会問題を起こしている業種や事業者
  - サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
  - シ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売又は訪問販売を行う事業者（特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加入している事業者、及び、会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものを除く。ただし、通信販売に関する広告を掲載する場合には同法第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。）
  - ス 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
  - セ 各種法令に違反している事業者
  - ソ 民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続き中で、再生・更生計画について認可決定されていない事業者
  - タ 過去5ヵ年に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止を受けた事業者
  - チ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ⑦その他、市長が補助金の交付対象として適当でないと認める事業または業種でないこと。

#### （5）事業実施期間

補助金の交付決定通知を受けてから令和9年3月31日までの事業を対象とします。

※実績報告の提出までを含めての期日です。

## 5. 申請資格

申請者は、下記のいずれも満たすものとします。

- (1) 宇治市税の滞納がないこと。
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体等でないこと。
- (3) 暴力団又はその傘下組織ではないこと。

## 6. 申請書類について

### (1) 添付書類等

申請にあたっては、補助金等交付申請書、事業実施計画書、収支予算書(指定様式)と合わせて下記の内容がわかるものを添付してください。

審査はこの書類で行いますので、本要領「7. 審査について」の審査基準をよくお読みいただき、十分理解いただいた上で作成ください。

補助金の交付決定がある前に事業に着手する必要がある場合は、指令前着手届(様式6)を市に提出して下さい(着手届に記載の条件を事前にご確認ください)。

提出いただいた書類(申請書、提案書とも)は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

	書類名	内容
1	事業企画提案書	事業内容、事業計画等を明確にしてください。 特に審査基準を踏まえ、歴史的な景観の保全や子育てにやさしいまちづくりにつながる事業内容であるかなど明記してください。 ※対象地域外となる場合は、理由を添えてこちらに記載してください。
2	申請(応募)者の体制や実績の分かるもの	事業の実施体制や、事業の実施に必要な実績及び専門性等が分かる、これまでの活動実績等
3	費用の見積もり	収支予算書の「事業に要する経費」の内訳(根拠)がわかるもの
4	申請(応募)者の誓約書兼同意書	申請(応募)者の同意書(応募資格、納税状況)
5	建物所有者の同意書	建物所有者の同意書(水道使用量 等)
6	建物の登記事項証明書	法務局にて発行されるもの。(発行から3か月以内のもの)

\* 1～3は任意様式、4～5は指定様式。

### (2) 申請書提出方法

申請書類一式を宇治市住宅課空き家対策係窓口提出してください。

## 7. 審査について

### (1) 審査基準

事業計画	
審査項目	中宇治地域の歴史・文化を理解し、子育てにやさしいまちづくりにつながる利活用計画となっているか。
	利活用に伴う改修については、歴史的な景観を保全できる改修計画イメージとなっているか。
事業の実現性	
審査項目	空き家の改修計画は、必要な有資格者（一級建築士・二級建築士・木造建築士）によるものとなっているか。
	申請時に所有者の利活用に対する意向が確認できているか。
活動実績	
審査項目	申請者に類似の活動実績がある、または、事業計画を実行するのに有効な活動実績があるか。

### (2) 審査方式

宇治市職員からなる宇治市空き家活用促進まちづくり支援事業補助事業者選定委員会により行います。

### (3) 補助対象の決定について

結果は、交付申請後1か月程度で文書通知します。

## 8. 情報の収集について

本補助金を受けて収集する情報については、次のとおりとします。

### (1) 所有者等の同意について

収集した情報のうち、個人情報等の重要情報は、公開範囲や方法、保管方法等については、必ず所有者等の同意を得てください。

### (2) 宇治市への提供について

報告書を通じて宇治市に提供いただく情報については、補助金の実績報告の添付書類とする以外に、本事業の評価及び今後の検討に活用することがあります。

あらかじめご了承くださいとともに、所有者等においては、事業者から宇治市に対して情報提供を行う旨及び用途について説明の上、同意を得てください。

なお、宇治市においては、前述の用途以外に情報を使用したり、第三者に提供することはいたしません。

## 9. 実績報告について

交付決定を受けた事業者は、実績報告の際に下記のことを提出いただきます。  
なお、報告書の作成費用も対象経費に含まれます。

事業実績報告は令和9年3月31日までに行ってください。

①空き家等利活用計画提案書（利活用プログラム、改修計画の概要、利活用イメージ図、改修費用概算、事業スケジュール等）

※利活用・改修アドバイザー業務①の成果が分かるもの

②ホームページ等を通じた情報発信、利用希望者（候補者）の市場調査調書

※利活用・改修アドバイザー業務②の成果が分かるもの

③利活用・改修コーディネーターとして報告事項①及び②以外に取り組んだ内容に関する報告書

※利活用・改修アドバイザー業務③の成果が分かるもの

※提出書類と事業の対応は目安です。成果の内容が分かれば、必ずしもこの構成である必要はありませんが、対応が分かるようにお願いします。